

平成26年
5月1日

平成22年4月に施行した「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」を全面改正し、

「鹿児島県暴力団排除条例」を制定しました

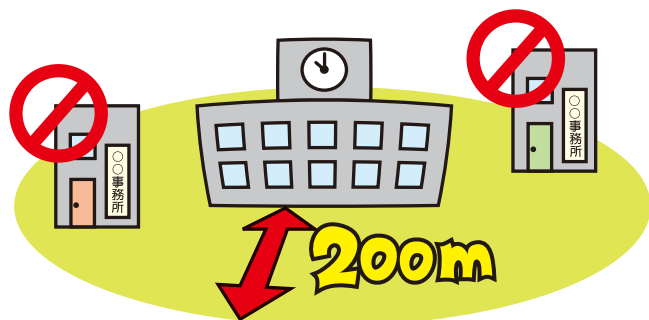
暴力団が県民生活及び社会経済活動に多大な影響を及ぼす存在であるとの認識を持って、県、市町村、県民等及び関係機関等が相互に連携し、協力して推進しましょう。

暴力団事務所の開設及び運営の禁止

第12条

学校等の施設の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- 学校等の施設とは…
- 小学校、中学校、高等学校、専門学校(学校教育法)
 - 児童福祉施設、児童相談所、保育園(児童福祉法)
 - 公民館(社会教育法)
 - 図書館(図書館法)
 - 公園(都市公園法)



! 同規定に違反して禁止区域に暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

(条例施行時に既に運営されていた暴力団事務所を除く)

事業者の利益供与の禁止

第13条

- 1 事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に利益の供与をしてはならない。
- 2 事業者は、暴力団の活動を助長することや、暴力団の円滑な運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をしてはならない。

! 悪質な違反については、公安委員会から勧告を受けます。(第21条)

ポイント

- 1 書面契約の場合は、契約書に「暴力団の活動を助長することが判明したときは、催告なしで契約解除できる」旨を明記しましょう。
- 2 既に契約を締結したが、当該契約が暴力団の活動を助長することが判明したときは、速やかに、契約を解除しましょう。



暴力団員等が利益の供与を受けるとの禁止

第16条

暴力団員等は、事業者から利益の供与を受けたり、事業者に利益の供与をさせてはならない。

! 悪質な違反については、公安委員会から勧告を受けます。(第21条)



不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

第17条
第18条

暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、不動産の譲渡、貸付けに係る契約、代理又は媒介をしてはならない。

ポイント

- 1 契約を締結する前に、当該契約の相手に対して「暴力団事務所に利用されるものではない」ことを確認しましょう。
- 2 契約書には、「暴力団事務所として利用し、又は第三者に暴力団事務所として利用させてはならない」、「暴力団事務所に利用されていることが判明したときは、催告なしに当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができる」旨を明記しましょう。
- 3 不動産が暴力団事務所に利用されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻しましょう。



! 悪質な違反については、公安委員会から勧告を受けます。(第21条)

特定事業者の責務

第19条

特定事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用に係る契約を締結してはならない。

特定事業者とは…ホテル、旅館、ゴルフ場、その他不特定又は多数の者が利用する施設のうち公安委員会規則で定めるもの(結婚式場、斎場、飲食店等)

ポイント

- 1 約款等に「暴力団の活動を助長するために施設を利用してはならない」、「施設利用が暴力団の活動を助長することになることが判明したときは、催告なしで契約解除できる」旨を明記しましょう。
- 2 前記事項に違反したことが判明した場合は、速やかに、契約を解除しましょう。
- 3 施設を暴力団の活動に利用させない旨を記載した看板等を、利用者が見やすい場所に掲示しましょう。



! 悪質な違反については、公安委員会から勧告を受けます。(第21条)

Q&A

Q 「暴力団に対する利益の供与」とは具体的にどのような場合に該当しますか？

A 例えば、事業者が
暴力団の襲名披露・出所祝いなどのイベント会場の利用を請け負う
暴力団員に対して、用心棒代を払う
暴力団員という理由で、無償でサービスをする
等が暴力団に対する利益供与に該当する可能性があります。

Q 勧告とはどういうことですか？

A 違反行為が認められた場合、鹿児島県公安委員会から、違反行為の是正や関連する同種の違反行為の中止を求める勧告を受けます。
勧告を受けても改善されない場合は、意見聴取の手続きを経て、事案の概要が公表されます。